

海 外

欧 州 諸 国

◇西ドイツ、第3次コール内閣成立

去る1月25日の総選挙(本年2月号「要録」参照)後召集された西ドイツ連邦議会は、3月11日、コール・キリスト教民主同盟(CDU)党首を首相に再任、これを受けて3月12日、選挙前と同様にキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)、自由民主党(FDP)の連立による第3次コール内閣が発足した。

新内閣の顔ぶれをみると、FDPの躍進とCDU/CSUの後退を反映して、閣僚数は旧内閣と比較してFDPが1名増、CDUが1名減となったものの、運輸相、ドイツ関係相、教育・科学相、経済協力相の4ポスト以外はすべて旧内閣閣僚が再任されている。主要閣僚は次のとおり。

首 相	Helmut Kohl	(CDU)
副首相兼外相	Hans-Dietrich Genscher	(FDP)
内 務 相	Friedrich Zimmermann	(CSU)
法 務 相	Hans A. Engelhard	(FDP)
蔵 相	Gerhard Stoltenberg	(CDU)
経 済 相	Martin Bangemann	(FDP)
食糧農林相	Ignaz Kiechle	(CSU)
労働社会問題相	Norbert Blüm	(CDU)
国 防 相	Manfred Wörner	(〃)
青年家庭婦人保健相	Rita Süßmuth	(〃)
運 輸 相	Jürgen Warnke	(CSU)
環 境 相	Walter Wallmann	(CDU)
郵 政 相	Christian Schwarz-Schilling	(〃)
住宅都市建設相	Oscar Schneider	(CSU)
ドイツ関係相	Dorothee Wilms	(CDU)
研究技術相	Heinz Riesenhuber	(〃)
教育科学相	Jürgen W. Möllemann	(FDP)
経済協力相	Hans Klein	(CSU)

◇フランス銀行委員会、金融イノベーションに伴う金融機関の諸リスクに関する白書を発表

フランス銀行委員会^(注)は、かねてから金融革新に伴うリスク問題に関し検討を進めてきたが、3月に至りフ

ランス銀行との連名で「金融新商品と銀行リスク」(Les nouveaux instruments financiers et le risque bancaire)と題する白書を発表した。

(注) Commission Bancaire…銀行、金融会社を一元的に監督する公的機関。会長職はフランス銀行総裁があたり、事務局はフランス銀行からの派遣職員で構成。

同白書では、金融機関のリスクを①金利変動リスクおよび為替変動リスクから成る市場リスク、②信用リスク、③技術的リスクに分類したあと、新金融商品である金利スワップ、FRA、金融先物、オプション等の仕組みを概説。さらにこうした商品に内在するリスク管理の方法について具体例を挙げて説明している。また、銀行委員会は今後金融機関協会との間で金利変動リスク、為替変動リスクについて測定方法を検討し、最終的に全金融機関を対象とする統一的な監督基準を作成する方針である旨表明し、以下のようにコメントしている。

1. 近年、金融機関は、顧客取引におけるマージンの縮小、金利・為替相場の変動という金融環境の変化に対応して、新たな金融取引の活用という形でリスクの分散縮小、収益確保を図っている。

2. しかしながら、こうした新種取引は、極めて高度で複雑な取引手法を駆使したものであり、金融機関にはその実行にあたり、以下のような対応が要請される。

① オンバランス、オフバランスにかかわらず、金融取引に伴う諸リスクを正確に把握すること。

② 取引結果を厳格にフォローし、それが収益的にプラスになっているのかを常時判定できるようなシステムを構築すること。

③ 取引形態、取引規模等が、常時経営陣に報告され、経営陣が常時コントロールできるような内部管理体制を確立すること。

3. これまでも、個別の金融機関においてはこうしたリスクの把握に努めてきているが、その方法、内容は区々であり、実効を期せるものとはいい難いのが実情。そこで銀行委員会としては、まず「金利変動リスク」について今後金融機関協会と協議のうえ、統一的な測定方法を構築したうえで、当面その報告を義務付けることとする。長期間のフィージビリティ・スタディを経た後、将来必要と判断されればブルーデンシャル・ルールの一環として一定の規制を導入する。

——この点に関し、フランス銀行ラガイエット副総裁は、「白書の狙いは、金融機関経営陣にリスク意

識を高めてもらうことにあり、直ちに規制を導入するのではなく、あくまで漸進的かつ現実的にとり進めていくことになろう」とコメント。

4. 銀行委員会は、個別金融機関の金利変動リスクを常時監視し、リスク水準が過大と判断されるような場合には、当該金融機関に対し報告を行いうるような体制をつくる。

5. 為替変動リスクについても、同様に基準づくりを行う。外資取引の規模が急拡大している状況にかんがみると、英国、西ドイツの例に倣って、自己資本との対比で為替ポジションに一定の枠を設けるのが望ましいと思われる(現状は、対フランス・フラン取引につき、原則持高スクエアを義務付け)。

6. なお、信用リスクについては、取引当事者間の相対リスクであり、これについては現行のリスク分散規制、貸倒準備比率規制で一応カバーされている(理論的には、各取引のリスク、ウェイトの設定が難しい問題であり検討の要)。

◇フランス、証券取引所改革案を発表

1. バラデュール蔵相は3月10日、従来からその閉鎖性、後進性について批判の強かったフランス証券取引所の改革を実施することとし、現在証券取引所を独占的に取扱っている公認仲買人(Agent de change)の資本開放、取引独占権の撤廃を骨子とする取引所改革法案を国会に提出する意向を明らかにした。

—改革案の骨子は以下のとおり。

- ① 1992年1月以降、取引所取引に関する公認仲買人の独占的地位を全廃し、金融機関、証券会社等の参加を容認する。
- ② 公認仲買人は、1991年末まで上記独占権を保持することとなるが、この間公認仲買人の資本を段階的に内外金融機関に開放していく。この場合、金融機関による公認仲買人株式の取得は、大蔵省国庫局了解の下、公認仲買人協会理事会の承認を要件とする。

公認仲買人株式の公開比率1988年1月… 30%

1989年1月… 49%

1990年1月…100%

- ③ 公認仲買人に対しては投信取扱い等、金融資本市場へのアクセスを容認する。
- ④ 取引所取引に関する監督機関(Autorité de Bourse)を設置する(1988年1月)。

2. 今次措置につきバラデュール蔵相は、「パリ証券市場がロンドン、ニューヨーク、東京等他の主要国証券市場に伍していくために不可欠な改革であり、また1992年を目標とするECの市場統合に向かっのフランス経済のとるべき重要なステップ」とコメント。

◇フランス、6月に株式オプション取引を導入

1. フランス公認仲買人協会(Compagnie des Agents de Change)は、このほど6月15日を目途にパリ証券取引所に株式オプション取引(marché d'options négociables)を導入する旨発表した。その概要は次のとおり。

対象銘柄…時価総額、取引量、業種間バランスを考慮し、今後6銘柄を選定する。

取引単位…100株

限 月…3、6、9、12月

権利行使…3、6、9か月の3本

取引時間…10～15時

取引の安全性確保…毎日顧客のポジションを管理し、株価に大幅な変動が生じた場合には、一定の証拠金を徴求する。また公認仲買人はオプションの譲渡に関し、最終的に連帯責任を負う。

清算会社の設立…清算会社として協会の100%出資子会社 SCMC(Société de compention des marchés conditionnel<条件付市場清算会社>)を創設する。

2. 今次措置につき公認仲買人協会では、「オプション取引の導入は投資家のリスクカバー手段を拡充するものであり、金融先物市場(MATIF)の創設(86/2月)、株式取引立会時間の拡大(86/3月)、コンピューターシステム取引(marché continu)の開始(86/6月)等のこれまでの諸改革と併せ、フランス資本市場の近代化、国際化に資するもの」とコメント。また、今後も引続きオプション取引対象の拡大、株価指数オプションの導入についても検討していく方針である旨付言している。

◇イタリア銀行、公定歩合を引下げ

1. イタリア銀行は3月13日、公定歩合を0.5%引下げて11.5%とし、翌14日から実施する旨発表した。なお、同行の公定歩合変更は1986年5月27日の引下げ(13.0%→12.0%)以来の措置である(61年6月号「要録」参照)。

2. 今回の決定につき同行では、①EMS再調整(1月12日)以来資本が順調に還流し、リラ相場も堅調裡に推

移していること、②近隣欧州各国が相次いで利下げを行ったこと等の諸点をあげている。

3. なお、同時に大規模な資本流入に伴う総信用の過度の膨張を防ぐため、今後銀行のネット対外債務の月次増加額に対し25%相当額のイタリア銀行への預託を義務付けた。

◇イタリア銀行、自己資本比率規制導入を発表

1. イタリア銀行は、従来まで銀行に対する経営諸指標比率規制として個別銀行ごとに、①株式と不動産に対する投資は資本金以下とし、②単一貸出先への大口融資を制限するなどの措置を講じてきたが、4月3日、こうした個別規制に加え本年6月からリスクアセットレイシオとギアリングレイシオの2本立てによる自己資本比率規制を導入する旨発表した。

2. 新規制の主な特徴点を列挙すると以下のとおり。

(1) リスクアセットレイシオ(広義自己資本/ウエイト付けされた総与信) $> 8\%$

イ、海外支店およびオフバランス項目を含む。

ロ、広義自己資本としては、株主保有株式、公表法定積立金および用途不特定の公表利益性準備金を含む。ただし、自己保有株式、他銀行に対する出資や投資分は控除する(なお、含み益は算入しない)。

ハ、リスクカテゴリーはクレジットリスクに基づく6段階(0、12.5、25、50、100、200%)であるが、担保の有無、金利変動リスク、為替変動リスクおよびカントリーリスク等は考慮せず。

ニ、オフバランス取引については、単純にオフバランス取引額に直接リスクウエイトを乗じて計算。また、新しい取引のリスクウエイトはそのつど見直される。

(2) ギアリングレイシオ(広義自己資本/総資産) $> 4.4\%$

イ、オフバランス項目、および海外支店を含まず。

ロ、広義自己資本概念はリスクアセットレイシオと同概念。

ハ、総資産には対イタリア政府および対イタリア銀行債権を算入。

(3) 資産の質、固定性および集中度、流動性、経営資質等に照らし、より大きなリスクを負っているとみられる銀行にはより厳しい比率を課していく。

(4) 在イタリア外国銀行支店に対しては、親銀行が母国でリスクアセットレイシオの適用を受けている際には、リスクアセットレイシオは不適用とするものの、少なくともギアリングレイシオは適用する。

(5) 本年6月までに本基準を満たさない銀行は4年以内にできる限り速やかに本基準を達成しなくてはならない。また、本基準は四半期ごとの報告によりチェックされる。

3. イタリア銀行は本規制の導入にあたって、「今回の措置は、銀行部門の競争激化の状況に対し、自己資本の充実がリスク管理上不可欠であることを明示するとともに、先般の自己資本比率規制に関する米英合意に示されるような国際的な監督基準の導入気運の高まりの中で、

リスクウエイトとカテゴリー

リスクウエイト	オンバランス項目	オフバランス項目 ^(注)
0%	現金、イタリア政府国債、中央銀行預け金	
12.5	短期(18か月以内)の対銀行債権	
25	イタリア政府関係機関債および地方債、国際機関ならびに海外政府発行債券、中・長期(18か月超)の対銀行債権	商業取引付随偶発債務
50	イタリア公共部門および政府関係機関に対する債権	その他のコミットメント
100	商業貸出(一般顧客向け)	信用供与代替取引
200	不良債権	

(注) オペレーションの形態にかかわらず、政府機関に対するものおよび銀行に対するものは各々リスクウエイトを25%、12.5%に軽減する。

イタリアとしても同様な土台の上での監督が必要との判断を踏まえてのもの」とコメント。

共 産 圏 諸 国

ア ジ ア 諸 国

◇インドネシア、公定歩合を引上げ

インドネシア中央銀行は、5月7日、公定歩合を1.5%引上げ(18.5%→20.0%)、8日から実施すると発表した。今回の措置は、最近の米国金利上昇に伴う国内資金の流出を防ぎ、海外からの資金流入促進を狙って実施されたものとみられている。

大 洋 州 諸 国

◇豪州、公定歩合を引下げ

オーストラリア準備銀行(中央銀行)は、5月前半に2週連続して公定歩合(中央銀行による財務省ノート<90日以内>の再割引レート)を下げた(16.3%→16.0%<5/7日>→15.5%<5/14日>)、いずれも即日実施)。今回の措置は、前回引下げ(4/16日実施、16.6%→16.3%)以降も金利が引続き低下(90日ものBAレート4/16日14.9%→5/13日14.0%)をみているほか、豪ドル相場も安定裡に推移していることから、実施されたものとみられている。また、今次引下げにより、同国の公定歩合は3月下旬以来6回にわたり累計2.1%引下げられた。

◇ソ連、個人労働法を施行

ソ連政府は、昨年11月の最高会議で採択された「個人労働法」を5月1日から施行した。同法は、合弁法制定、外国貿易法改正とともに同国経済改革の柱をなしており、その施行によりこれまで禁止されていた個人営業が、個人タクシー、靴製造等一部事業について条件付きで認められることとなった。

同法の概要は次のとおり。

- (1) 個人営業が認められる業種は、個人タクシー、靴、家具、衣類製造、テレビ、自動車等の修理業、美容院、写真サービス、民宿経営、歯科医など29業種とする。
- (2) 営業条件は、他の国営または協同組合事業に従事している者は自由時間に限り営業を認めるが、その他の者(主婦、学生等)についてはとくに制限を設けない。
- (3) 営業希望者は、財務部等から個人営業許可証を取得し、居住地の財務部に登録する。
- (4) 個人営業者は、居住地の財務部に個人営業による収入を申告し税金を納付する。
- (5) 個人営業収入に対する税率は、①年収840ルーブル(約19万円)までは無税、②840ルーブル超3,000ルーブル以下は13%、③3,000ルーブル超の場合は年収に応じて20~65%の累進課税とする。ただし、個人タクシー、各種修理業については、収入の多寡とは関係なく定額納税を選択することを認める。この場合の納税額は、個人タクシーは560ルーブル、また、各種修理業は業種に応じて340~470ルーブルとする。
- (6) 個人営業者は営業に必要な資材等を国営企業等から購入できるほか、営業資金については政府融資を受けられる。